

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 基本方針

1 趣旨

平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなりました。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表されました。

また、気象庁では、当該ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。（※）南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。

令和6年8月の初めての南海トラフ地震臨時情報発表時の教訓から、内閣府は、当該ガイドラインについて、巨大地震注意に関する記載の充実を図る等の修正を行い、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として、令和7年8月に改訂しました。ガイドラインでは、「後発地震に備えた防災対応の基本的な考え方」として、「臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実である。これを前提としながら、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要」などとされています。

本計画に位置づけられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、県や南海トラフ地震防災対策推進地域、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものです。

なお、上記地域外の市町村においても、本計画に定められた事項を参考に、必要に応じて防災対応を行うこととします。

※ 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
- 詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。

南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>
---------------	--

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 (情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します)

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <p>○南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生。</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。</p>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
	巨大地震注意	<p>○南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。</p>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 防災対応

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

(1) 半割れ（大規模地震）ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ沿い想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）8.0以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したMw7.0以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

(3) ゆっくりすべりケースの概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

2 異常な現象に伴う防災対応

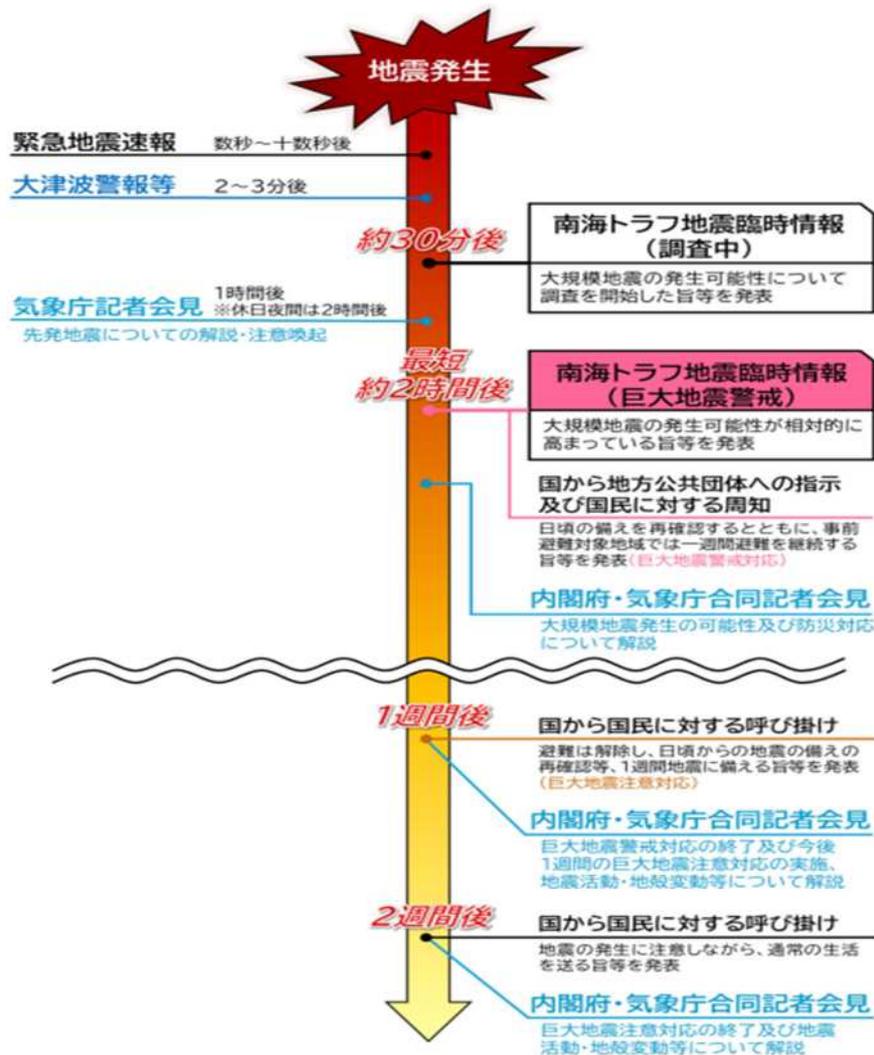
(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

- 気象庁は、南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。
- その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

- なお、いずれにも該当しない場合は、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表します。

○ 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



【出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月、内閣府）】

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国や県及び市町村からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。
 - a 日頃からの地震への備えを再確認する。
 - b すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えを実施する。
 - c 津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は事前避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
- (ロ) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。
- (ハ) 2週間経過後は、国や県及び市町村からの呼びかけに応じ、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(7) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、個々の状況に応じて防災対応を準備・開始します。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、地震発生から1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで）を基本に、国や県及び市町村からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

- a 日頃からの地震への備えを再確認する。
- b すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えを実施する。
- c 津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は事前避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。

(7) 1週間経過後は、国や県及び市町村からの呼びかけに応じ、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

(3) 臨時情報に対応した防災体制

県及び市町村は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

また、県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のとおり対応します。

ア 県内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

イ 県内で地震等が発生していない場合

次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、災害対策本部会議又は危機管理対策会議において体制を決定した場合は、その決定によります。

気象庁が発表する情報	県の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【通常体制】 ・情報収集を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達する。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会議幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。

3 住民の防災対応等

(1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等

ア 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。

イ 県及び市町村は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の

意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。

ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国や県及び市町村からの呼びかけに応じて、日常生活を行いつつ、一定期間（半割れケースの場合は2週間、一部割れケースの場合は1週間、ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再確認や、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えを行うことのほか、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。

エ 県及び市町村は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

(2) 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本県が離れている場合でも、本県を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報・注意報が発表されることが想定されます。沿岸市町では地域防災計画に基づき、避難指示を発令し、住民等の避難を呼びかけます。また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について検討し、当該計画等に位置づけます。

ア 事前避難対象地域の設定

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町は、国の南海トラフ地震の津波浸水シミュレーションやガイドラインを参考に、地震が発生してからでは避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として設定します。設定に当たっては、要配慮者のみが避難を要する「高齢者等事前避難対象地域」、健常者も含むすべての住民が避難を要する「住民事前避難対象地域」のいずれとするかを、避難対象者の特性に応じて検討します。

イ 事前避難対象地域における避難の継続

沿岸部に発表されていた大津波警報や津波警報が津波注意報に切り替わった場合、沿岸市町は後発地震に備え、事前避難対象地域に避難情報を発令し、巨大地震警戒対応を行う1週間を目途に、住民の避難を継続します。

(3) 土砂災害等に対する防災対応

県及び市町村は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対して個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること

イ 住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること

(4) 事前避難

市町村は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保します。

4 事業者等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

- ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事業者等は、日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。
- イ 事業者等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施します。
- ウ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施します。
- エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる普段以上に警戒する措置に努めます。

(2) 防災対応の検討

事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取りべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災などの計画への反映に努めます。

- ア 大規模地震に備えたBCPを確認します。未策定の企業は策定に努めます。
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における住民の避難行動などを確認し、取引先の事業停止、出勤可能な従業員の減少など、企業活動への影響を想定します。
- ウ 事業者等の特性や地理的条件等を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討します。

(7) 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置

(1) 後発地震に備えた対応の検討

- a 日頃からの地震への備えの再確認
- b 施設・設備などの点検
- c 従業員・来所者等の安全確保
- d 普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）
- e 地域への貢献（物資の提供など）

(3) 関係機関のとるべき措置

ア 警備対策

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(7) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

- a 県、市町村が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- b 各種情報の収集
- c 関係機関との相互連絡

(1) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- b 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- c 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領
- d 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- e 不法事案を防止するための正確な情報
- f その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(2) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万

全を期します。

- a 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- b 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- c 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- d 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- e 避難場所、重要施設等の警戒
- f 民間防犯活動等に対する指導

イ 放送

(7) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、住民等に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めます。

ウ 道路

(7) 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手が行うべき行動の要領を定め、住民に周知します。また、住民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平時から広報などに努めます。

(4) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供します。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図ります。

エ 鉄道事業者等

(7) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達します。

(4) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。

(6) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、原則、運行規制はせず、巨大地震の発生に備え、従業員一人ひとりへの避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底等を実施します。

オ 学校、社会福祉施設等

(7) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の方法等を定めます。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図ります。

(4) 社会福祉施設は、入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法について、施設の種類や耐震性、耐浪性等を十分に考慮し、その内容を定めます。

(6) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者等の避難誘導に配慮し、避難経路、避難誘導方法、避難誘導責任者等を具体的に定めます。

カ その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努めます。

5 県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断します。

また、特別の必要により立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強などの津波被害の防止対策を行う場

合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

資 料

- 6-2-(1) 東海地震に関する事前対策
- 6-2-(2) 神奈川県地震災害警戒本部条例
- 6-2-(3) 神奈川県地震災害警戒本部要綱
- 6-2-(4) 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱
- 6-2-(5) 南海トラフ地震臨時情報等に関する知事メッセージ

参 考

- 4-1-(13) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領

令和8年3月

神奈川県地域防災計画

—地震災害対策計画—

発行 神奈川県防災会議

編集 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課

横浜市中区日本大通1

電話 045(210)1111
